

一般社団法人 鹿児島県トライアスロン協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 鹿児島県トライアスロン協会（英語名：KAGOSHIMA TRIATHLON ASSOCIATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿児島県におけるトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、その他関連複合競技（以下「トライアスロン等」という。）を総括し、代表する団体として、トライアスロンの普及発展及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 前項に規定する競技は、以下の定義に従うものとする。

(1) トライアスロンとは、スイム（水泳）、バイク（自転車）及びラン（ランニング）を一人の者が連続して行う競技をいう。

(2) デュアスロンとは、第1ラン、バイク及び第2ランを一人の者が連続して行う競技をいう。

(3) アクアスロンとは、スイム及びランを一人の者が連続して行う競技をいう。

(4) 関連複合競技とは、トライアスロンの競技形態を基本に、種目又は競技用具等を変更して行う競技をいう。

3 前項の目的を達成するため、必要に応じて公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）公益財団法人鹿児島県スポーツ協会、その他の競技関連団体に加盟する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) トライアスロン等に関する競技会及び記録会の主催、共催、主管、後援、協力

(2) トライアスロン等に関する講習会、研究会、講演会等の開催

(3) トライアスロン等に関する普及振興事業

(4) トライアスロン等に関する競技大会等への県代表選手及び役員の選定と派遣

(5) トライアスロン等に関する審判員及び指導者の養成と資格認定の推薦

(6) トライアスロン等に関する関係団体との連絡調整事業

(7) トライアスロン等に関する機関紙及び刊行物の発行

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 県内各地区のトライアスロン競技団体により構成される地域トライアスロン競技団体（以下、「地域団体」という。）の代表者。各地区の区分は、理事会決議により別に定める。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、理事会の推薦を経て、社員総会の承認を受けた者
- (4) 登録会員 JTUの目的に賛同し、この法人を通じてJTUの会員登録をした個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(経費の負担)

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、賛助会員及び登録会員は、別に社員総会決議により定める会費規程及び登録会員規程に従い、会費を支払う義務を負う。

(入会)

第7条 正会員、賛助会員及び登録会員として入会しようとする者は、理事会により別に定める入会手続の方法により申込まなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えることができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。ただし、やむを得ない事情があり、理事会が相当と認めるときは、この限りでない。
- (2) 当該会員が死亡し、又は所属する地域団体において除名されたとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り議決する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集があったとき。

3 原則全社員の集合による実開催の社員総会とするが、実開催の社員総会が開けない緊急事態の場合には、通信障害の対策を講じたうえインターネット等を用いての社員総会も可能とする。この場合には十分な通信環境を確保し、機材の事前準備をおこなう。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会の招集は1週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時、場所等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合は、2週間前までに、同様の方法により通知する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が議長にあたることができない時は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員各1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、他の者を代理人として表決を委任した者は、出席したものと見なす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 理事、監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前各号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人2名が、前項の議事録に署名する。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上20名以内とする。

理事のうち

会長 1名

副会長 2名以内

(2) 監事1名以上3名以内とする。

2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その事業を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行とする。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事又は監事の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は増員時点の理事若しくは監事の任期の残存期間とする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事又は監事の解任)

第 26 条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会により、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の社員総会決議によって、これを解任することができる。この場合、その理事又は監事に対し、議決する前に弁明の機会を与える。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(役員責任免除)

第 28 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任はすべての会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を

含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から招集の請求があったとき。
- 2 原則全理事の集合による実開催の理事会とするが、実開催の理事会が開けない緊急事態の場合には、通信障害の対策を講じたうえインターネット等を用いての理事会も可能とする。この場合には十分な通信環境を確保し、機材の事前準備をおこなう。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議決権等)

第35条 各理事の議決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

5 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(予算の追加又は更生)

第 39 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については定時社員総会でその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告 (URL: <http://kagotora.com/>) により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 雑則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により決定する。

第 11 章 附則

(設立事業年度)

第 48 条 この法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和 7 年 3 月末日までとする。

(設立時の役員)

第 49 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次の通りとする。

設立時理事 浅野 喜美子 村場 祐樹 鮫島 正昭

設立時代表理事 浅野 喜美子

設立時監事 山下 丞 岩川 香織

(設立時社員)

第50条 設立時社員は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 角 和幸

住 所

設立時社員 桑代 剛

住 所

設立時社員 園畠 慶子

住 所

設立時社員 星 直也

住 所

設立時社員 駿河崎 哲郎

住 所

設立時社員 室屋 剛

住 所

設立時社員 西 忠男

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 鹿児島県トライアスロン協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印をする。

令和6年5月19日

設立時社員 角 和 幸

設立時社員 桑 代 剛

設立時社員 園 畠 慶 子

設立時社員 星 直 也

設立時社員 駿 河 崎 哲 郎

設立時社員 室 屋 剛

設立時社員 西 忠 男